

# SU11BCV

Guido Tsuno

Chuo University

January 9, 2012

- 1 OBLIGATIO
- 2 Formula
- 3 TRADITIO
- 4 Mancipi res et nec Mancipi
- 5 問題のある事例群
- 6 DOMINIUM
- 7 USUCAPIO
- 8 PUBLICIANA
- 9 bonitarisches Eigentum
- 10 D 6.2.9.4

# Was ist OBLIGATIO?

## Obligatio est iuris vinculum

- EMPTIO VENDITIO  $\doteq$  Sale (売買)
  - EMPTIO VENDITIO  $\in$  OBLIGATIO
- 
- EMPTIO VENDITIO(「売り買い」 $\doteq$ 「売買」のようなもの)は、オブリガティオ(債務)の一つである。
  - 義務負担行為とその履行は区別される。
  - 買った(義務を負担した)からといって、代金を支払ったことにはならない。
  - 代金を(そうだと信じて)支払ったことは、売買が有効であることの証拠にはならない。

## Bed 「ベッドの設例」

「ベッドの設例」については、教科書 [2, p.13ss.] を参照.

# Formularprozeß

## 「方式書訴訟」

- 法廷手続
- 審判人手続
- 方式書

教科書 [2, p.216ss] を参照.

# Formula

教科書 [2, p.220ss] を参照.

プブリキアーナの方式書については, 教科書 [2, p.189s].

## Gai 2.18

Gai institutionum commentarii quattuor.

## Gai inst 2.18

Magna autem differentia est  
inter Mancipi res et nec  
Mancipi.

大きな違いがある  
マンキピ物<sup>1</sup>とマンキピ物でな  
い物<sup>2</sup>の間には。

- 
- 1 [所有権の移転に] マンキパティオが必要な物
  - 2 [所有権の移転に] マンキパティオが不要な物

## Gai 2.19

Gai institutionum commentarii quattuor.

## Gai inst 2.19

Nam res nec Mancipi ipsa  
traditione pleno iure alterius  
fiunt, si modo corporales sunt  
et ob id recipiunt traditionem.

というのは、マンキピ物でない物は、トラディティオ<sup>1</sup>だけで完全な法権利で他人の物となる。有体物であって引渡され受領されるならば。

- 1 「引渡」≡ (引渡し + 正当原因 + 処分権力 (所有者によって))

## Gai 2.20

## Gai inst 2.20

Itaque si tibi vestem vel aurum vel argentum tradidero sive ex venditionis causa sive ex donationis sive quavis alia ex causa, statim tua fit ea res, si modo ego eius dominus sim.

それゆえ、もし、私が君に、衣服を、または金を、または銀を、引渡し、売却原因により、または贈与原因により、またはその他なんらかの原因によるならば、即時に、その物は君の物になる。私とその物のドミヌス(市民法上の所有者)であることを要件として。

## Gai 2.21

## Gai inst 2.21

In eadem causa sunt provincialia praedia, quorum alia stipendiaria alia tributaria vocamus. stipendiaria sunt ea, quae in his provinciis sunt, quae propriae populi romani esse intelleguntur; tributaria sunt ea, quae in his provinciis sunt, quae propriae caesaris esse creduntur.

同様の法的状況に属州の土地もある。それは、ステイペンヂアリアとかトリブタリアと呼ばれる。ステイペンヂアリアとは、属州の土地でローマの人民に帰属すると考えられている物である。トリブタリアとは、属州にあって、皇帝に帰属すると信じられている土地である。

## Gai 2.22

## Gai inst 2.22

Mancipi vero res sunt, quae?  
per mancipationem ad alium  
transferuntur; unde etiam  
mancipi res sunt dictae. quod  
autem valet mancipatio, idem  
valet et in iure cessio.

これに対して、マンキピ物とは、マンキパティオによって他人に(市民法上の所有権)移転される物である。だからこそ、マンキピ物と言うのである。マンキパティオの効果は、イン・ユレ・ケッシオ(法廷譲渡)でも生じる。

# RM and $\neg$ RM

- RM (mancipi res) 「マンキピ物」とは、Aさんの物をBさんの物にするために、マンキパティオをすることが必要な物の種類。  
例えば、奴隷や馬。
- $\neg$ RM (res nec Mancipi) 「マンキピ物でない物」とは、Aさんの物をBさんの物にするために、トラディティオ<sup>3</sup>だけでよい(マンキパティオをすることが必要でない)物の種類。  
例えば、「衣服や金や銀」；金の指輪，銀の机。

---

<sup>3</sup>引渡し，正当原因，所有者から

## Traditio: TB → RF

トラディティオを要件と効果に整理する.

教科書 [2, p.90s]

Traditio: RF(効果) ← TB(要件)

即時に, 完全な法権利で, 買って引渡された人の物になる ← 引渡され(占有), 買って(正当原因の一つ), (市民法上の)所有者から

Traditio: RF(効果) ← TB(要件)

statim, pleno iure, emptor(=acceptor) ← tr(V,E,R), emit(E,V,R), dominus(V,R)

ただし, これが使えるのは物 (R) が  $\neg RM$  の場合だけ. RM の場合には, 問題がおこる.(所有者のような人が二人できる)  
また, 物の種類にかかわらず, (市民法上の)所有者でない人からの場合にも, 問題がおこる.

# a non domino

(市民法上の)所有者でない人からの引渡し ((市民法上の)所有者  
でない人が売って引渡した場合の略称)

# Traditio rerum Mancipi (Gai inst 2.41)

マンキピ物のトラディティオ

## Gai inst 2.41

Nam si tibi rem mancipi  
neque mancipavero neque  
in iure cessero, sed tantum  
tradidero, in bonis quidem  
tuis ea res efficitur, ex iure  
Quiritium vero mea  
permanebit, donec tu eam  
possidendo usucapias:  
semel enim impleta  
usucapione proinde pleno  
iure incipit, id est et in  
bonis et ex iure Quiritium  
tua res esse, ac si ea  
mancipata vel in iure cessa  
esset.

そして、もし、私が君にマンキピ物を、  
マンキパティオもせず、イン・ユレ・  
ケッシオもしないで、たんにトラディ  
ティオするならば、その場合には、な  
るほど、イン・ボーニスにその物は君  
の物になるけれども、市民法上は私の  
物のままである。君がその物を占有し  
続けてウスカピオを遂げないかぎり。  
すなわち、いったんウスカピオが成立  
すると、その上は、完全な法権利で、つ  
まり、イン・ボーニスにも市民法上も、  
その物が君の物となることは、あたかも、  
マンキパティオをしたか、または  
イン・ユレ・ケッシオしたのと同様で  
ある。

# (tantum) in bonis habere

## イン・ボーニスに持つだけの人

この表現で言いたいことは (考えていることは)  
特別の (ウスカピオ) 占有者で「所有者のような人」<sup>4</sup>であるが、  
別に (市民法上の) 所有者 (ドミヌス) の地位だけの人がいるとい  
うことだ。

<sup>4</sup>bonitarischer Eigentümer 「法務官法上の所有者」とも呼ぶ

# (nudum) ex iure Quiritium dominus

ユレ・キリティウムにドミヌスであるだけの人

この表現で言いたいことは (考えていることは),

(市民法上の)所有者(ドミヌス)であるだけの人であるが,

別に, 特別の(ウスカピオ)占有者で「所有者のようなもの」である人がいるということだ。

# USUCAPIO

## Definition

- (自主) 占有<sup>a</sup>
- その占有には TITULUS(権原)<sup>b</sup>がある
- 物が盗品ではない
- BONA FIDE 善意である<sup>c</sup>
- ウスカピオ期間 (動産 1 年, 不動産 2 年) の経過<sup>d</sup>

---

<sup>a</sup>自己の物として占有している.

<sup>b</sup>引渡の正当原因, 占有の権原

<sup>c</sup>「売って引渡す人」および「買って受領する人」の両方が他人の物だと知らない (自己/売主の物と信じている). Inst lust 2.6.3 教科書 [2, p.247] を参照.

<sup>d</sup>この要件だけを残す占有者を, ウスカピオ占有者という

# actio Publiciana

## Definition

ウスカピオ占有者が占有を失った場合、彼はまだ DOMINUS(所有者) でないので、VINDICATIO(所有者が占有者から物の占有を取り戻す訴え) ができない。

「ウスカピオ期間がすでに経過していたら所有者になっていることが確実なら」として、すでに所有者になっている「かのように」擬制して、取り戻しの訴えを認める。これを、導入した法務官の名前にちなんで「プブリキアーナの訴え」と呼ぶ。

Inst Iust 4.6.4 教科書 [2, p.250] が参考になる<sup>5</sup>。

<sup>5</sup>Gai inst 4.36 教科書 [2, p.189].

# actio Publiciana

Gai inst 4.36

Inst lust 4.6.4

教科書 [2, p.254–260] も参照.

# vindicatio

VINDICATIO(所有権に基づく占有回収の訴え)については, 教科書 [2, p.] を参照. Gutachtenstil(鑑定スタイル)の章の「上着の設例」 [2, p.] も参考にするとよい.  
教科書 [2, p.220] が参考になる

# exemptio rei venditae et traditae

## 「売られて引渡された物の抗弁」

ウスカピオ占有者がウスカピオ期間の経過を待っている状態で、ドミヌスから VINDICATIO(所有者による占有回収の訴え) をかけられた場合に、対抗するための抗弁.

(これに対して、「正所有権の反抗弁」がある)

(条件により、「売られて引渡された物の再抗弁」が可能となる)

## D 6.2.9.4 (editio Stereotypa)

### Ulp. D 6.2.9.4

ULPIANUS *libro sexto decimo ad edictum.*

Si duobus quis separatim vendiderit bona fide ementibus, videamus, quis magis publiciana uti possit, utrum is cui priori res tradita est an is qui tantum emit. et Iulianus libro septimo digestorum scripsit, ut, si quidem ab eodem non domino emerint, potior sit cui priori res tradita est, quod si a diversis non dominis, melior causa sit possidentis quam petentis. quae sententia vera est.

## D 6.2.9.4 (codex Florentinus)

duam item si hereditate meam proestituti  
 tam in huiusmodi hereditate proestituti  
 ne patius esse scribitur publiciana ad id  
 bus quibus separata uenit de re bona fide  
 euentibus sui de auctus qui sicut in publica  
 na ut possit ut in huiusmodi proestituti  
 ta est in his qui tantum mecum in iulianis  
 b proestituti ad id est in huiusmodi proestituti  
 de auctus de auctus in huiusmodi proestituti  
 sit in huiusmodi proestituti ad id est in huiusmodi  
 sis non in huiusmodi proestituti ad id est in huiusmodi  
 us qui in huiusmodi proestituti ad id est in huiusmodi  
 haec actio in his quae eius uerba non possunt

## D 6.2.9.4 (codex Florentinus)

[...]

[...]

[...]

BUSQUISSERAPRATIUMENDIDERITBONA FIDE  
 EMENTIBUSUIDEAMUSQUISMAGISPUBLICIA  
 NAUTIPOSSITATRUMISCUIPRIORIRESTRADI  
 TAESTANISQUITANTUMEMITETIALIANUSLI  
 BROSEPTIMODIGESTORUMSCRIPSITATSIGUI  
 DEMABEODEM<sup>NON</sup>DOMINOEMERINTPOTIOR  
 SITCUIPRIORIRESTRADITAESTQUODSIADIUER  
 SISNONDOMINIMELIORCAUSASITPOSSIDEN  
 TISQUAMPETENTISQUAESENTENTIAUERAEST  
 [...]

## D 6.2.9.4 (littera) Florentina

[...]

[...]

[...] siduo

busquiseparatimuendideritbonafide

ementibusideamusquismagispublicia

nautipossitutumiscuipriorirestradi

taestanisquitantumemitetiulianusli

broseptimodigestorumscripsitutsiqui

demabeodem<sup>non</sup>dominoemerintpotior

sitcuipriorirestraditaestquodsiadiuer

sisnondominismeliorcausasitpossiden

tisquampetentisquaesententiaueraest

[...]

## D 6.2.9.4

## Ulp. D 6.2.9.4

ULPIANUS *libro sexto decimo ad edictum.*

Si duobus quis separatim vendiderit bona fide ementibus, videamus, quis magis publiciana uti possit, utrum is cui priori res tradita est an is qui tantum emit. et Iulianus libro septimo digestorum scripsit, ut, si quidem ab eodem non domino emerint, potior sit cui priori res tradita est, quod si a diversis non dominis, melior causa sit possidentis quam petentis. quae sententia vera est.

## D 6.2.9.4 Text

## Ulp. D 6.2.9.4

ULPIANUS *libro sexto decimo ad edictum.*

もし、ある人が、二人の買主たちに 別々に、善意で [同一物を] 売ったとすると、どちら [の買主] が、より良くプブリキアーナを使用することができるか、考えてみよう。先に物を引渡された人か、それとも、買っただけの人なのか<sup>a</sup>。

そして、ユリアーナスがディゲスタの7巻で書いている：もし、同一の非所有者から買った場合には、優先するのは先に物を引渡された人である、しかし、別々の非所有者からである場合には、占有者のほうに原告よりもより良い法的立場である、と。

この意見が正しい。

<sup>a</sup>[二人のうち] どちらが [より良くプブリキアーナを使用することができる] か

## D 6.2.9.4 Text

## Ulp. D 6.2.9.4

ULPIANUS *libro sexto decimo ad edictum.*

もし、ある人が、二人の買主たちに 別々に、善意で [同一物を] 売ったとすると、どちら [の買主] が、より良くプブリキアーナを使用することができるか、考えてみよう。先に物を引渡された人か、それとも、買っただけの人なのか<sup>a</sup>。

そして、ユリアーナスがディゲスタの7巻で書いている：もし、同一の非所有者から買った場合には、優先するのは先に物が引渡された人である、しかし、別々の非所有者からである場合には、占有者のほうに原告よりもより良い法的立場である、と。

この意見が正しい。

<sup>a</sup>[二人のうち] どちらが [より良くプブリキアーナを使用することができる] か

## D 6.2.9.4 Text

## Ulp. D 6.2.9.4

ULPIANUS *libro sexto decimo ad edictum.*

もし、ある人が、二人の買主たちに 別々に、善意で<sup>a</sup> [同一物を] 売ったとすると、どちら [の買主] が、より良くプブリキアーナを使用することができるか、考えてみよう。先に物を引渡された人か、それとも、買っただけの人なのか<sup>b</sup>。

そして、ユリアーナスがディゲスタの7巻で書いている：もし、同一の非所有者から買った場合には、優先するのは先に物が引渡された人である、しかし、別々の非所有者からである場合には、占有者のほうに原告よりもより良い法的立場である、と。

この意見が正しい。

<sup>a</sup>BONA FIDE: 他人物だと知らないで。

<sup>b</sup>[二人のうち] どちらが [より良くプブリキアーナを使用することができる] か

## D 6.2.9.4 Text

## Ulp. D 6.2.9.4

ULPIANUS *libro sexto decimo ad edictum.*

もし、ある人が、二人の買主たちに 別々に、善意で<sup>a</sup> [同一物を] 売ったとすると、どちら [の買主] が、より良くプブリキアーナを使用することができるか、考えてみよう。先に物を引渡された人か、それとも、買っただけの人なのか<sup>b</sup>。

そして、ユリアーナスがディゲスタの7巻で書いている：もし、同一の非所有者から買った場合には、優先するのは 先に物が引渡された人である、しかし、

別々の非所有者からである場合には、良い法的立場は、原告よりも 占有者のほうにある、と。

この意見が正しい。

<sup>a</sup>BONA FIDE: 他人物だと知らないで。

<sup>b</sup>[二人のうち] どちらが [より良くプブリキアーナを使用することができる] か

## D 6.2.9.4 Text

## Ulp. D 6.2.9.4

ULPIANUS *libro sexto decimo ad edictum.*

もし、ある人が、二人の買主たちに 別々に、善意で [同一物を] 売ったとすると、どちら [の買主] が、より良くプブリキアーナを使用することができるか、考えてみよう。先に物を引渡された人<sup>a</sup>か、それとも、買っただけの人<sup>b</sup>なのか。

そして、ユリアーナスがディゲスタの7巻で書いている：もし、

同一の非所有者から買った場合 には、優先するのは 先に物が引渡された人 である、しかし、

別々の非所有者からである場合 には、良い法的立場は、原告 よりも 占有者 のほうにある、と。

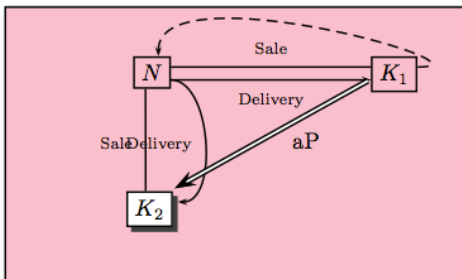
この意見が正しい。

<sup>a</sup>≡ 原告 (先に引渡されて占有を失った人)

<sup>b</sup>≡ 後から引渡されて現に占有している人

WIMMER ab eodem non domino<sup>6</sup>

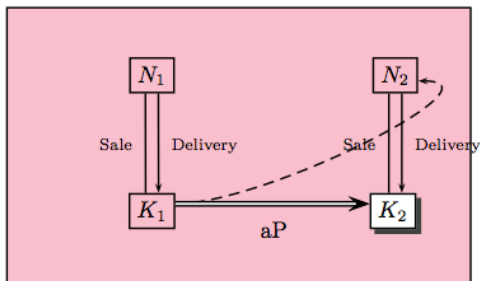
Wimmer の本 [1, p.19–20] は, D 6.2.9.4 の Case(設例の事実関係)を次のように理解している.

6  $K_1$  が  $K_2$  を aP で訴える

<sup>5</sup>同一の (一人の) 非所有者からである場合

WIMMER a diversis non dominis<sup>7</sup>

Wimmer の本 [1, p.19–20] は, D 6.2.9.4 の Case(設例の事実関係)を次のように理解している.

VI  $K_1$  が  $K_2$  を aP で訴える

<sup>6</sup>別々の (二人の) 非所有者から (それぞれ「買って引渡された」) である場合

## Sources and References I

[1] Markus Wimmer.

*Digestenexegese. Fälle mit Lösungen zum römischem Recht, 2. Auflage.*

Manz, Wien, 2007.

[2] 津野義堂.

*Prudentia iuris mmxi 法知の科学 2011.*

津野文庫/中大生協, 東京, 2011.